

V

「国民の森林」^{も り}としての国有林野の取組

(要約)

我が国の森林面積の約3割を占める国有林野は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等森林のもつ公益的機能の発揮等に大きな役割を果たしており、国民の生活に欠かすことのできない国民共通の財産となっている。このため、「国民の森林」の実現に向け、公益的機能の維持増進をはじめ、地球温暖化防止、国民参加の森林づくりや森林環境教育等に取り組んでいる。

国有林野の約9割は保安林に指定されており、安全で安心できる暮らしを確保するため、山地災害の発生する危険性の高い地域や水源地域の保安林等で治山事業を計画的に進めている。

世界自然遺産に登録されている知床（陸域）、白神山地、屋久島のほぼ全域を国有林野が占めているように、国有林野には原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林が多く残されている。このような貴重な森林については、保護林として適切な保全・管理を行っている。また、野生動植物の種や遺伝的な多様性を保全するために、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」の設定を進めている。

また、民有林と連携した木材の安定供給の取組として、大口需要者へのシステム販売や低コスト作業システムの推進に努めている。

さらに、地球温暖化防止対策への取組として、間伐等の森林整備を推進しているほか、森林土木工事や庁舎の新築にあたっては地域材の利用に積極的に取り組むとともに、木材利用の重要性についての積極的なPR活動に努めている。

各森林管理局や森林管理署等では、国有林野が森林環境教育に有効に活用されるよう、「遊々の森」の設定を行っているほか、企業やボランティアによる森林づくりの場を提供する「法人の森林」や「ふれあいの森」^{も り}等の設定を進めている。また、開かれた「国民の森林」としての管理経営を一層推進していくための取組として、市民団体や地域住民等と協働・連携しながら、森林の整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」に取り組んでいる。

このような取組においては、国民との双方向の情報・意見の交換を図り、国有林野の管理経営に対する幅広い理解の醸成に努めている。



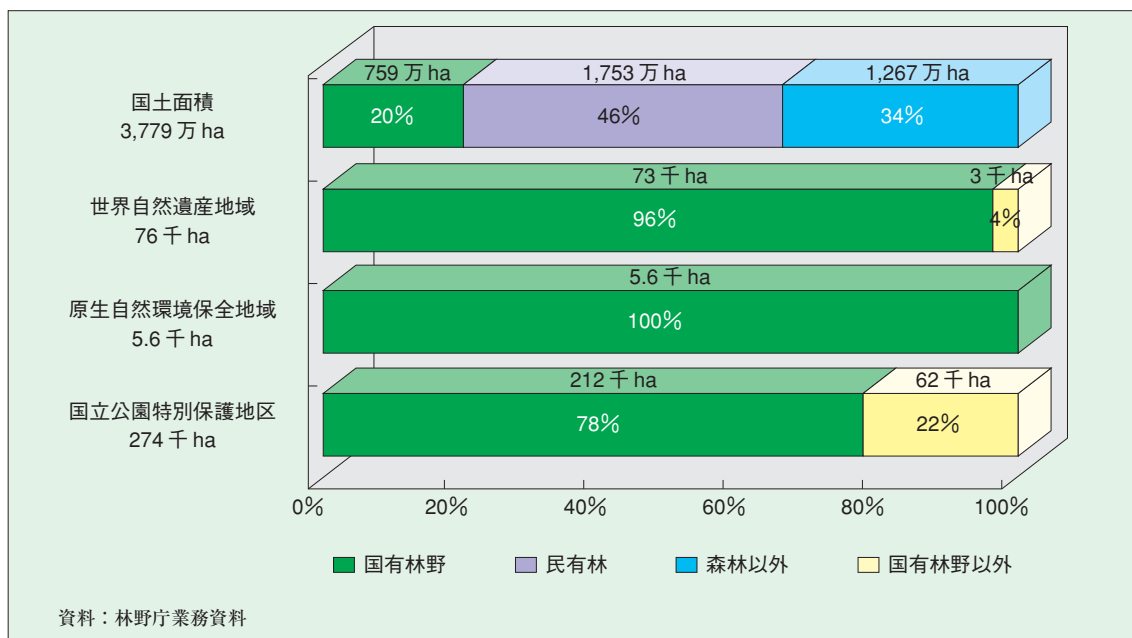
1 国有林野に期待される役割

(1) 国有林野の概要

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割にあたる759万 ha を占めている。その多くは国土保全上重要である奥地脊梁山脈や水源地域に分布し、土砂崩れの防止、洪水の緩和、良質な水の供給等、国民生活にとって重要な役割を果たしている。同時に知床（陸域）や白神山地、屋久島といった世界自然遺産登録地域のほぼ全域が国有林であるように原生的な天然生林も多く、貴重な野生動植物の生息・生育地となっている。さらに、国立公園の6割を占めるほか、海岸付近や都市近隣にも分布し、身近な森林とのふれあいの場として多くの人々に利用されている（図V-1）。

このように、国有林野は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等といった森林の持つ公益的機能の発揮に大きな役割を果たしており、国民の生活には不可欠な共通の財産となっている（図V-2）。

図V-1 重要な自然環境に占める国有林野の割合



図V-2 国有林の分布と国有林内の多様な森林の事例



（２）国有林野の管理経営

国有林野においては、管理経営の基本方針を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下、「管理経営基本計画」という。）を策定している。その中で、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、地球温暖化の防止等の新たな政策課題への率先した取組、国民参加の森林づくりや森林環境教育等の取組などを推進することとしている。また、これらの取組を進める上で、様々な情報を開示し、国民の意見を広く聴くなど双方向の情報の受発信に努めることにしている。

国有林野では、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の３つの類型に区分されたそれぞれの森林について、管理経営基本計画に即し適切かつ効率的な管理経営を行っている。

水土保持林は、国有林野の65%を占め、「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に細分されている。前者においては土砂流出・崩壊に対する防備を、後者においては洪水の緩和や良質な水の供給を主な目的として、長伐期施業や複層林への誘導、針広混交林化等の施業を推進している。

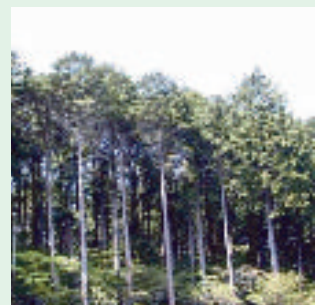
森林と人との共生林は、国有林野の27%を占め、貴重な自然環境の保全を目的とした「自然維持タイプ」と、自然とのふれあいの場としての利用を目的とした「森林空間利用タイプ」に細分される。前者においては、原則として伐採等を行わず、自然の推移に委ねる森林づくりを、後者においては、優れた景観の保全に配慮した森林づくりを行っている。

資源の循環利用林は、国有林野の7%を占め、その多くはスギ、ヒノキ等の人工林で、将来に向け木材を安定的に供給するための保育等の施業や、作業道等の整備を推進している。

事例V－１ 針広混交林化の取組

筑波山中腹に位置する茨城森林管理署横道国有林では、樹齢100年を超えるヒノキ人工林において、天然力を活用した広葉樹の導入による針広混交林化に取り組んでいる。

これにより、現地では、上層のヒノキの下にはホオノキ、オオモミジ等の高木性樹種やヒサカキ、クロモジ等の低木性樹種等多くの広葉樹が発生し、順調に生育している。



2 「国民の森林」を実現するための管理経営

(1) 国民の生活を守るための森林づくり

ア 保安林の指定

国有林野には、国土保全、水源かん養等を図る上で重要な森林が多く存在しており、このような森林の多くは保安林に指定され、適切な保全・管理が行われている。

平成17年度末には、国有林野面積の87%にあたる661万 ha（延べ面積696万 ha）が保安林となっている。

イ 治山事業

国有林では、災害に強い国土づくりや水源地域の整備を進め、国民の安全で安心できる生活を確保するため、「国有林野内直轄治山災害関連緊急事業」等による災害の緊急な復旧をはじめ、治山事業を計画的に実行している。

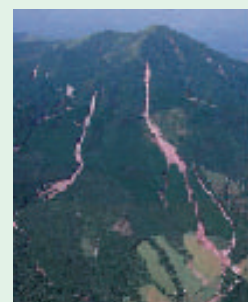
特に、平成18年は、17年に発生した九州北部地方での豪雨災害や、台風第14号による宮崎県を中心とする大規模な土砂崩れ等を緊急に復旧するとともに、山地災害の危険性の高い地域、ライフラインに隣接した地域や水源地域等において、谷止工や山腹工等の治山施設の設置や、間伐等の森林整備を行うことによって森林の健全性を高め、防災機能等の強化に努めた。

また、近年多発している局地的な集中豪雨等においては、上流の国有林から下流の民有林まで連なって災害が発生する事例が少なくない。このため、国有林と民有林を一体とした計画的な事業の展開を図ることとしており、関係都道府県と連携し、より効果的な災害復旧に努めている。

さらに、国土の保全上特に重要な場合等には、民有林においても国が直接治山事業を行っており、森林管理局がこれに当たっている。

事例V－2 わいたさん 涌蓋山における特定流域総合治山事業

平成17年7月、熊本県と大分県にまたがる涌蓋山において、発達した梅雨前線の活動がもたらした集中豪雨により、上流の国有林から下流の民有林に及ぶ大規模な土石流が両県で発生した。現在、流域保全の観点から九州森林管理局と熊本県及び大分県による「特定流域総合治山事業」により、国有林・民有林を通じた一体的な復旧・整備に取り組んでおり、効率的な事業推進と効果の早期発現に努めている。



(2) 適切な森林の保全管理

国有林野を適切に管理するため、山火事や希少な動植物の保護等を目的とした森林の巡視のほか、社会問題となっている廃棄物の不法投棄への対応として、『国民の森林』クリーン月間」を設け、地方公共団体やボランティア等と連携しながら清掃活動を推進している。

さらに、平成18年度から、世界自然遺産や日本百名山のように入込者が集中し、植生の荒廃等が懸念される地域において、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全管理の推進に取り組んでいる。

事例V-3 グリーン・サポート・スタッフによる活動

百名山の一つとして、毎年多くの利用者が訪れる中部森林管理局東信森林管理署の北八ヶ岳自然休養林において、スタッフが区域内の巡視活動を行い、利用者に対する国有林の適正な利用の喚起や森林保全の重要性に対する理解の醸成に努めている。



(3) 優れた自然環境を有する森林の保全・管理

ア 世界的にも価値の認められた保護林の設定・管理

国有林には、原始的な森林生態系や、貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されており、世界自然遺産に登録されている白神山地の全域、屋久島及び知床（陸域）の9割以上を国有林が占めている。

国有林では、こうした貴重な森林を保護するため、大正4年に保護林制度を発足させ、従来からその保全や管理に努めてきた。保護林は、その目的により「森林生態系保護地域」、「植物群落保護林」、「特定動物生息地保護林」等7種類に分類されている。平成17年度には、シマフクロウの保護のための特定動物生息地保護林など13か所を新規に保護林として設定したほか、既設の保護林の面積の拡張を行い、平成18年4月1日現在では、68万haの設定となっている（表V-1）。

これらの保護林では、設定目的に応じ自然の推移に委ねた管理等を行うとともに、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置を行うなど、貴重な自然環境の適切な保全・管理に努めている。小笠原諸島については、平成18年8月に国有林の約8割を

森林生態系保護地域とすることとしたところであり、さらに平成19年1月には、我が国の世界遺産暫定一覧表に自然遺産として記載された。

事例Ⅴ－４ 小笠原諸島森林生態系保護地域（関東森林管理局）

小笠原諸島は、過去に大陸と一度も陸続きになったことがない海洋島であり、父島・兄島の乾性低木林や、母島の湿性高木林に代表される世界的に貴重な固有の樹種で構成される森林生態系が成立している。

森林面積の８割以上を占める国有林においては、貴重な自然環境を後世に引継ぐため、その約８割を森林生態系保護地域に設定することを決定するとともに、アカギやモクマオウ等の外来種対策を講じるなど、世界自然遺産としての推薦に向けた取組を進めている。



表Ⅴ－１ 保護林の設定状況

種 類	目 的	箇所数	面積 (千 ha)
森林生態系保護地域	原生的な天然生林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等	27	400
森林生物遺伝資源保存林	森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する。	12	36
林木遺伝資源保存林	主要林業樹種及び希少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。	326	9
植物群落保護林	我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	380	183
特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	36	21
特定地理等保護林	我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	35	30
郷土の森	地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。	34	3
合 計		850	683

資料：林野庁業務資料

注：平成18年4月1日現在。計の不一致は四捨五入による。

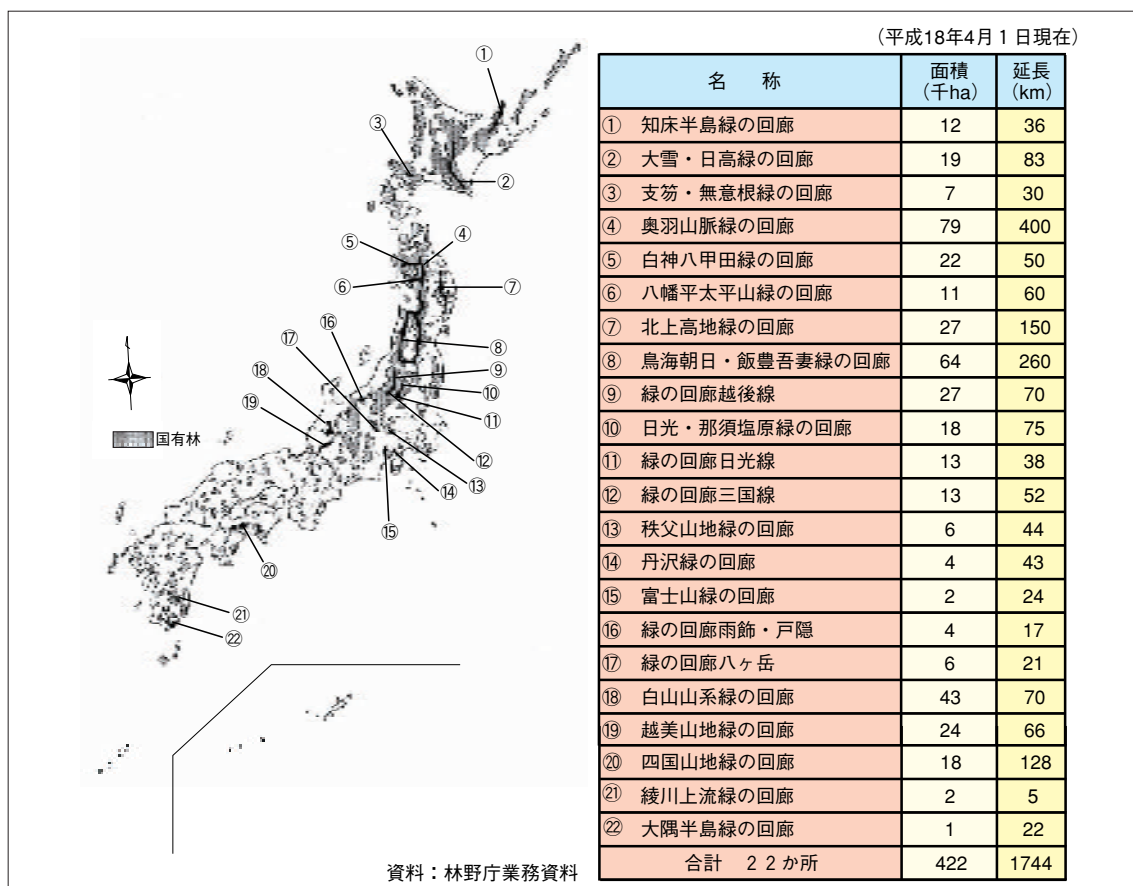


イ 「緑の回廊」の整備の推進

国有林では、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、隣接する民有林にも協力を要請しながら、保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」の設定を進めている（図V－4）。

「緑の回廊」では人工林の抜伐りにより、希少野生動物の採餌環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施業等のほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査等を実施している。

図V－3 緑の回廊位置図



（４）地球温暖化防止対策の推進

国有林では、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」等を踏まえ、二酸化炭素を吸収・貯蔵する健全な森林の整備・保全や木材利用等を推進しており、平成17年度においては、5万8千haの間伐等による森林の整備・保全を積極的に実施した。また、治山事業、林道事業合わせて約5万2千m³の木材を使用するとともに、庁舎の新築にあたっては地域材を使用し、地球温暖化防止の観点からの木材利用の重



要性について積極的なPRに努めている。

事例V-5 新築庁舎による国産材利用のPR

北海道森林管理局根釧東部森林管理署では庁舎の新築にあたり、地元産のカラマツや道産材のトドマツ、アカエゾマツ、ナラ、カバ等を使用し「木の良さ」が伝わる建築物となるよう配慮した。また、人工林間伐材の需要開発が課題になっているアカエゾマツをPRするため、庁舎正面外装の羽目板やトイレの内装材として使用している。



(5) 国民参加の森林づくりと森林環境教育の推進

国有林では、名実ともに開かれた「国民の森林」としての管理経営を一層推進していくため、各森林管理局において、市民団体や地域住民等と協働・連携しながら地域や森林の特色を活かした森林の整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」に取り組んでいる。

モデルプロジェクトの内容は、貴重な照葉樹林の未来への承継や100年前の原始性を感じられる森林づくりへの取組など、多岐にわたっている。

また、ボランティア団体等が森林づくりを行う「ふれあいの森」、企業が分収林制度を活用して森林づくりを行う「法人の森林」等の設定に取り組んでいる。

「ふれあいの森」は、平成17年度末までに147か所が設定され、平成17年度には延べ1万2千人が森林づくりに参加した。

「法人の森林」は、平成17年度末までに420か所、1,944haで設定されており、企業が社会貢献活動の一環として森林整備を行うほか、森林教室や自然観察会の開催等、各企業によって多様な取組が行われている。

学校等にフィールドを提供する「遊々の森」は、平成17年度に新たに14か所が設定されて107か所となり、体験活動や森林環境教育の場として活用されている。

森林環境保全ふれあいセンターにおいては、森林環境教育プログラムを作成し、NPO等の活動の支援を行っている。

さらに、歴史的木造建造物や祭礼行事、伝統工芸等を次世代に引き継ぐために森林づくりを地域関係者が行い、木の文化の継承等に貢献していくことを目的とする「木の文化を支える森づくり」にも取り組んでいる。



その他、台風被害地において、各森林管理局や森林管理署と協定を結んだ学校やNPO等が主体となり、植樹から下草刈りまでの一連の復旧作業を行う息の長い取組も進められている。

事例V-6 NPOと連携した台風被害地の復旧

北海道森林管理局渡島森林管理署は、平成18年度から、学校、企業、NPOの5団体とともに、平成16年の台風第18号で甚大な被害を受けたカリマ国有林の復旧作業を行っている。被害地の復旧に主体的に関わることで地元国有林への愛着を育むこと等を目的とし、団体は苗木購入、植栽樹種の選定及び下草刈りに至る一連の保育作業を実施している。森林管理署は、現地指導や学校での事前講義等の支援を行っている。



事例V-7 南木曽伝統工芸の森

長野県南木曽町では、地域の木材を使い「サワラ桶」
「蘭あらぎひのきがさ桧笠」等の生活用品を作る「木の文化」が現在まで伝えられている。木曽森林管理署南木曽支署は、これらの伝統文化を後世に伝えるために、「南木曽伝統工芸の森育成協議会」との間で「木の文化を支える森づくり活動に関する協定」を締結した。協定調印式と合わせて行われた植樹祭では、トチノキ、ケヤキ等、8種類約400本が「南木曽伝統工芸の森」に植樹された。



(6) 木材の供給等を通じた地域への貢献

ア 民有林と連携した木材の安定供給の取組

国有林では、民有林との共通の課題である森林整備及び地域材利用を推進するため、民有林の関係者と連携した取組を進めている。特に、地域材利用においては、集成材・合板工場等の大口需要者との間で販売に関する相互協定を締結し、安定的な木材の販売を進めている。このいわゆる「システム販売」は、これまで主に外材を利用してきたこれらの大口の需要分野に間伐材などの原材料を供給することにより、地域材利用を推進することを目的としている。

また、国有林では、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで高効率な作業システムの構築や普及に取り組んでおり、それらの取組を広めるため、民有林関



係者にも参加を呼びかけ、現地検討会を開催している。現地検討会では、国有林と民有林の関係者の間で広く情報や意見の交換が行われている。

事例Ⅴ－８ スギ間伐材の安定供給への取組

九州森林管理局では、これまで外材が主流を占めてきた集成材の分野において、スギ間伐材等の国産材を活用するために設立された佐賀県伊万里市の大型集成材工場に対し、原料となるスギ材の安定供給に取り組んでいる。

この取組では、国有林のスケールメリットを生かして局管内の広い地域から供給を行うとともに、材の仕分けを山元で行わず、自動選別機により工場で行うなど、合理的な生産・流通・加工システムづくりに取り組んでいる。

事例Ⅴ－９ 低コストで高効率な作業システムへの取組

平成18年6月の九州森林管理局を皮切りに、全国の森林管理局において、簡易で崩れにくい作業路を軸とした低コスト作業システムについての現地検討会が開催された。延べ参加者数は約1,600人、うち半数が民有林関係者（都道府県、森林組合、林業事業体等）となっており、作業路の構造や作設方法について積極的な意見交換が行われ、低コスト作業の推進に向け理解が深められた。

平成19年度以降についても、国有林において、民有林関係者と連携して低コスト作業システムの構築や普及に努めることとしている。



Ⅱ 民有林からの供給が期待しにくい木材の供給

多様な森林を有するという国有林野の特性を活かし、天然秋田杉や木曽ヒノキ、大径長尺材のような民有林からの供給が期待しにくい材の持続的・計画的な供給を行っている。

また、これらに代替できるような材についても、長期的視点に立った育成を行っている。



事例V-10 国有林ならではの木材供給

長野市の善光寺では、国の重要文化財である「三門」の解体修理のための工事が行われている。現在の「三門」の屋根は、「檜皮葺」（ヒノキの樹皮を用いた屋根ふき）となっているが、今回の工事においては、建立当時の「桷葺」（サワラの板を用いた屋根ふき）に復元することとなった。復元に必要なまとまった量の天然サワラは、民有林からの供給が期待できないとの善光寺からの要請を受け、中部森林管理局が、管内の国有林から2年間、復元工事にあわせて計画的に供給した。



（7）双方向の情報受発信

開かれた「国民の森林」としての管理経営を一層推進するため、森林・林業に関する様々な情報・サービスを提供するとともに、「地域管理経営計画」等の作成や変更にあたっては、計画案を広く公表して国民の意見を聴くなど、双方向の情報受発信による対話型の取組を進めている。

平成16年度からは、国有林野に関心のある国民を対象に「国有林モニター」を募集し、各森林管理局等の取組などの情報を提供するとともに、現地見学や意見交換会等を通じて国民との双方向の情報・意見の交換を図り、国有林野の管理経営に対する幅広い理解の醸成に努めている。

3 効率的な事業の運営

国有林野事業では、ブロック単位の7森林管理局、流域単位の98森林管理署の体制の下で、伐採、造林等の実施行為のほぼ100%を民間事業者へ委託すると同時に、「事務改善・OA化5カ年計画」に基づき、事務の簡素化やOA化等による事務処理の効率化にも取り組んでいる。

このように、事業の効率的な推進等により人件費や事業的経費の縮減に取り組む一方で、木材価格の下落、土地需要の減退等厳しい状況下においても、林産物の販売量の確保や資産の徹底した見直しによる土地売払いの推進等に取り組んでいる。

このような収支改善努力の結果、平成17年度においては、前年度に引き続き新規借入金ゼロとなり、また、収入が支出を26億円上回った。

